

学校施設の梁下に直張りされた天井ボードの一部が剥離し、教室内に落下する事故が発生しました。については、学校施設において、安全確保に万全を期すため、維持管理の徹底を図るようお願いします。学校施設の維持管理等に関する事故等が発生した場合は、文部科学省へ情報提供願います。

事 務 連 絡
令和6年11月29日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課

学校施設における梁下等に直張りされた天井ボード等の維持管理について

学校施設における適切な維持管理については、「既存学校施設の維持管理の徹底について（通知）」（令和元年5月21日付け5文科施第33号）等において、繰り返しお願いしておりますが、老朽化等に起因する、天井からの内装材の落下事故が断続的に発生しています。

今般11月に東京都内の小学校において、教室内の梁下に直張りされた天井ボードの一部が剥離し、室内に落下する事故が発生しました（別添1）。

については、文部科学省で作成した「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）（平成27年3月）及び（追補版）（平成31年3月）」（別添2）等を参考として、学校施設について法令等に基づく専門家による点検を適切に実施するとともに、室内の日常的な点検等において、梁下等に直張りされた天井ボードにずれや傾き、内装材にひび割れやずれ等の異常を発見した場合には専門家と相談する等、学校施設の維持管理の徹底を図るようお願いします。

消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められております。学校施設において消費者事故等が発生した場合は、「消費者事故等の通知について」（別添3）を参照の上、文部科学省への情報通知にご協力をお願いします。消費者事故等について、通知すべきか判断に迷われた場合は、事故等の内容に応じて情報通知先の各担当まで相談願います。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校施設主管部課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いします。

(別添 1) 東京都内の学校施設における事故概要

(別添 2) 非構造部材ハンドブックの概要

(別添 3) 消費者事故等の通知について

(参考)

「学校施設における事故防止の留意点について」(平成 21 年 3 月)

…学校施設の設計・計画にあたり留意が必要な点について、事故防止に向けた関係者それぞれが果たすべき役割、事故種別ごとの事故防止の基本的な考え方、建物の部位ごとの具体的な留意事項等を記載。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/daijinkanbou/jikoboushihoukoku-zentai.pdf>

【本件照会先】

(学校施設の維持管理について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課指導第二係

電話：03-5253-4111 (内線 2292) E-mail: shisetulead-2@mext.go.jp

東京都内の学校施設における事故の概要

1. 事故発生の経緯

令和6年11月下旬、東京都内の公立小学校（平成23年に増築された校舎）の教室において、天井ボード（150cm×60cm、約10kg）の一部が剥離し、教室内に落下する事故が発生した。事故発生時の教室利用者はおらず、けが人はいなかった。

2. 推測される事故原因（教育委員会の見解）

当該の天井ボードは、教室の梁下に直張り用接着材にて固定されたもの。接着材の強度が低下し、天井ボードが落下したと推測されている。

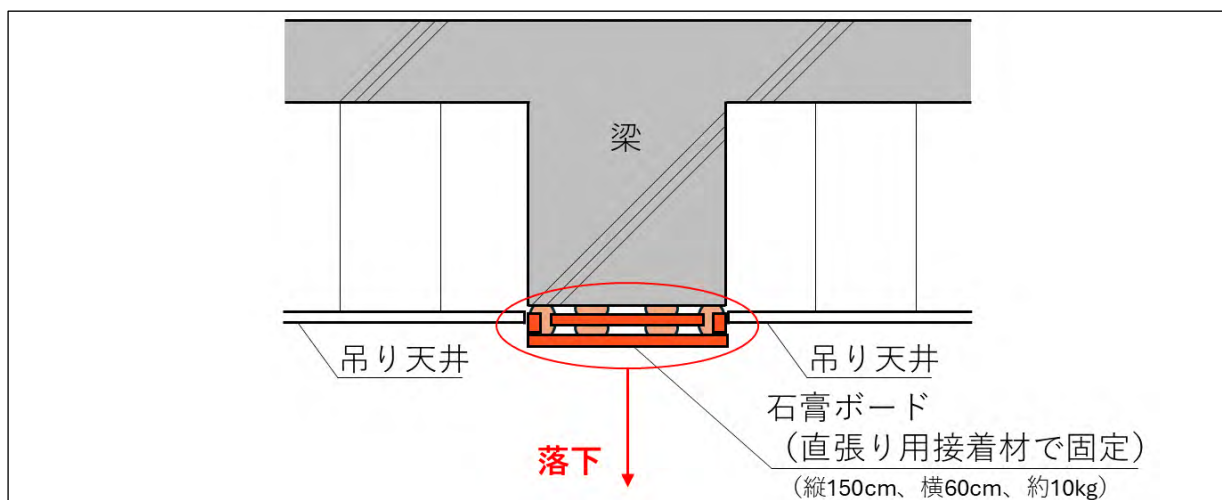
3. 教育委員会の対応

事故の発生後、直ちに当該学校施設の緊急点検を実施し、校内において落下の危険性がある梁下に直張りされた天井ボードを撤去した。

また、域内の同時期に同様の改修を行った学校及び同様の施工がされている可能性がある学校を緊急点検し、順次、落下の危険性がある天井ボードの撤去・補強等を行っていく予定。



梁下に天井ボードが直張りされていた箇所



天井ボード落下箇所（概略断面図）

ガイドブック

学校/教育委員会向け

学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版・追補版)

地震による落下物や転倒物から子供たちを守るために - 耐震点検の実施 -

○何を点検するの？

学校にある非構造部材について、錆やひび割れなどの劣化状況や、家具の使われ方などを点検します。

○いつ、誰が点検するの？

教育委員会と学校が役割分担しながら、学校管理職や教員等も定期や日常の安全点検を実施します。

○どうやって点検するの？

解説を参照しながら点検チェックリストを使って点検します。

※非構造部材とは・・・天井材や外壁（外装材）などの構造体（柱、梁、床など）と区別された部材

※追補版（平成31年3月）には、ブロック塀等の点検ポイントについても紹介しています。



ガイドブックのダウンロードはこちら →



主な非構造部材

天井材



照明器具



窓・ガラス



内外壁



地震による被害例

天井材



照明器具



窓・ガラス



内外壁



YouTube 動画

学校教職員向け

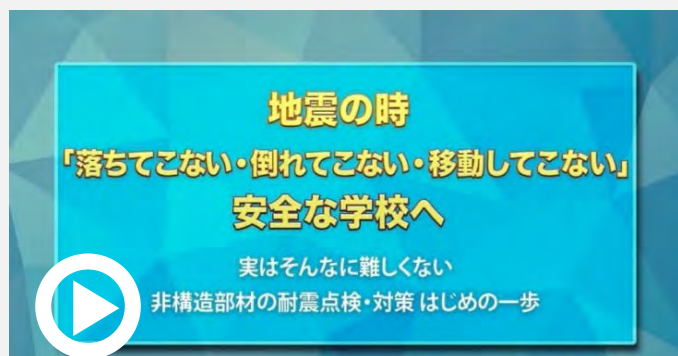
地震のとき「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な学校へ

実はそんなに難しくない非構造部材の耐震点検・対策 はじめの一步

学校にある非構造部材の耐震点検のうち、主に教職員向けの内容について解説した動画です。

ガイドブックを基に、非構造部材の危険性や点検の仕方について分かりやすくまとめているので、是非御覧下さい。

文部科学省の動画チャンネル
(MEXTch) で視聴できます



消費者事故等の通知について

消費者事故等の通知については、これまで「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和 5 年2月 22 日付事務連絡)のとおり文部科学省への情報通知に協力いただいておりますが、消費者事故等に該当するもののうち、重大事故等に該当するもの以外にも被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれのあるものについても文部科学省への情報通知の必要があります。

○「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和 5 年 2 月 22 日付事務連絡)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20230323-spt_stiiki-300000727_11.pdf

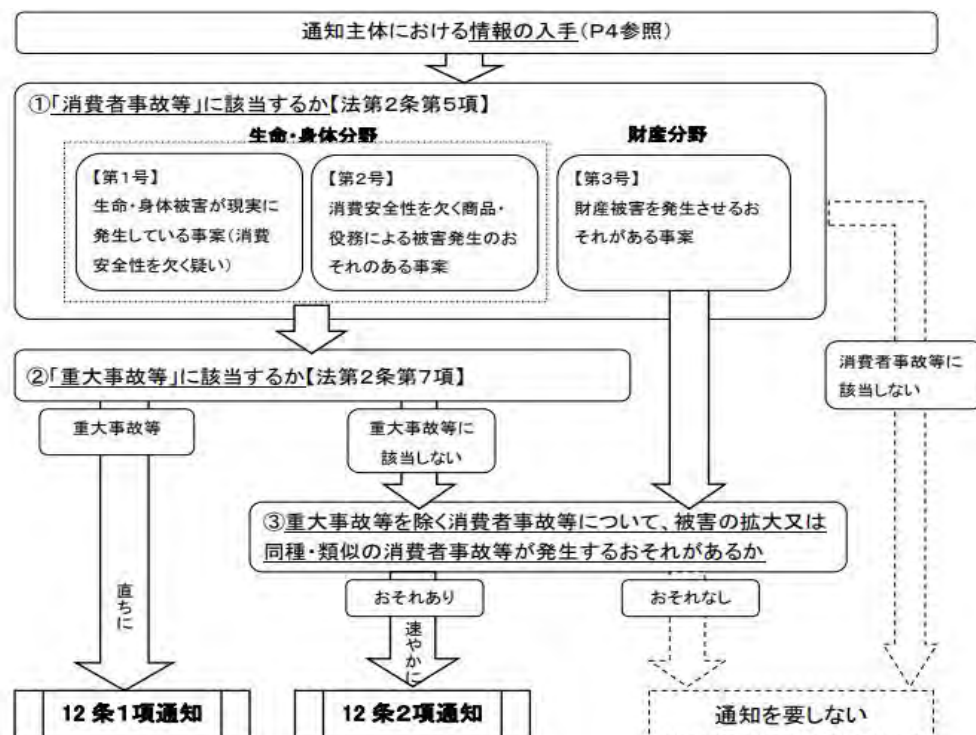
「消費者事故等の通知の運用マニュアル(消費者庁)」(以下「マニュアル」という。)の記載内容から通知までの流れと通知すべき事案の考え方についてポイントをまとめましたので、文部科学省への情報通知の参考にしてください。

なお、情報通知に関する詳細や報告様式については、以下記載のウェブサイトから確認してください。

○消費者事故等の通知の運用マニュアル

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_01.pdf

●通知までの流れ



⇒通知主体は、消費者からの苦情・相談、消費者等からの申出、公益通報、職権探知等により入手した情報のうち、後述する判断基準で以下のように分類を行う。

- ①消費者事故等（法第2条第5項各号）に該当するか、
- ②上記①に該当したもののうち、生命・身体事案については、更に重大事故等に該当するか（法第2条第7項各号）、
- ③上記②以外の消費者事故等については、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれ（以下「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」という。）があるもの

⇒通知主体は、上記の分類に応じて通知を実施。

②に該当する場合：法第 12 条第 1 項の規定に基づいて直ちに通知

③に該当する場合：法第 12 条第 2 項の規定に基づいて速やかに通知

●通知すべき事案の考え方

「消費者事故等」に該当するかの判断

「消費者事故等」とは、消費生活において消費者に被害が発生した事故や事故を引き起こすような事態のことであり、それらのうち、自然災害や労働災害、公害などは除かれる概念である。

〔要件〕

要件1：事業者が事業として又は事業のために供給・提供・利用に供する商品・製品、物品・施設・工作物、提供する役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故

要件2：政令(※)で定める程度の被害が発生したもの

要件3：その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかでないもの

※ 消費者安全法施行令(平成21年政令第220号。以下「政令」という。)第1条

①死亡事故

②治療に一日以上かかる負傷・疾病(通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。)

③一酸化炭素中毒

「重大事故等」に該当するかの判断

〔要件〕

生命・身体に関する被害が現実が発生している事故(法第2条第5項第1号)のうち、その被害が重大であるものとして政令(※)で定める要件に該当したもの

※ 政令第4条

①死亡事故

②負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの

③負傷・疾病であって、これらが治った(症状固定を含む。)ときに府令で定める程度の身体障害が存するもの

④中毒(一酸化炭素中毒)

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の判断

重大事故等以外の消費者事故等については、「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」がある場合に通知義務が生じる。この判断についての解説及び具体例等を以下のとおり示す。

〔解説〕

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の有無の判断に当たっては、消費者事故等の態様、消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他消費者事故等に関する状況を総合的に考慮する。

〔消費者事故等の態様(例)〕

- ・ 通常予見される使用方法によって事故が発生しているか
- ・ 多数の消費者に被害が生じるおそれがあるか

●消費者事故等の情報通知先一覧

教育機関等における消費者事故等については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。

なお、御連絡に当たっては、原則として、E-mail を御使用ください。

(理科や技術・家庭などの授業中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL : 03-6734-2565 (直通)

E-mail : kyoiku@mext.go.jp

(学校の体育・保健体育の授業中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁政策課企画調整室

TEL : 03-6734-2674 (直通)

E-mail : skikaku@mext.go.jp

(運動部活動中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁地域スポーツ課

TEL : 03-6734-3953 (直通)

E-mail : tiikisport@mext.go.jp

(高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL : 03-6734-2904 (直通)

E-mail : sangyo@mext.go.jp

(学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

TEL : 03-6734-2292 (直通)

E-mail : shisetulead-2@mext.go.jp

(幼稚園の教育活動中の事故について、その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL : 03-6734-2966 (直通)

E-mail : anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2939 (直通)

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設（博物館を除く）における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

TEL : 03-6734-2974 (直通)

E-mail : chisui@mext.go.jp

(社会体育施設での一般利用時（学校体育、部活動利用時を除く）における事故等について)

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

TEL : 03-6734-3773 (直通)

E-mail : stiiki@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室（施設係）

TEL : 03-6734-2650 (直通)

E-mail : seisyone@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

E-mail : hourei@mext.go.jp